



いとう まい

〒659-0012 芦屋市精道町 7-6 芦屋市議会事務局 TEL 0797-38-2001
〒659-0012 芦屋市朝日ヶ丘町 7-15-612 TEL&FAX 0797-62-8228
Mail: ito-mai@pb3.so-net.ne.jp HP: http://www.ito-mai.com



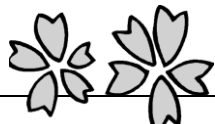
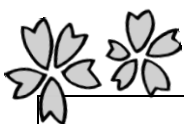
芦屋市議会改革中!

メールアドレス・ホームページ
が新しくなりました!

昨年の改選後、芦屋市議会では「議会改革特別委員会」が発足しました。委員会は、2元代表制（市長と行政 VS 市議会）の中で、市民の代表である市議会の発信力・政策提案力など議会の権能向上を目的としています。特別委員会では、以下の項目などについて審議を行い、市民の代表として信頼される議会を目指しています。

<<これまでの話し合いで決まった事>>

- 一般質問の一问一答方式： 本会議中 40 分の持ち時間の中で、3 回までの質疑が可能でしたが、一问一答方式と現行方式を選択出来るようになります。一问一答は、当局と議員間の短いやり取りで、議論の焦点を明確にし、議論を深める審議を目指します。（6 月議会より開始予定）
- 反問権の付与： 議員が当局に一方的に質問する形から、当局から質問の真意などについて議員に質問が出来るようになります。これも審議を深める事を目的としています。
- 議員の議案に対する賛否の公表： 議会として多数決で議案の採決を決定していますが、各議員が賛否を明確に示す事（あしや議会報に掲載）によって、議員の考え方や姿勢を、市民の方に明確にお伝えすることが出来るようになります。
- 議員が自治会の就任について： 議員の兼務に関し、意思決定を行う役職には就任しないことを決定。行政との関係において公平性や透明性を高めることを目的としています。

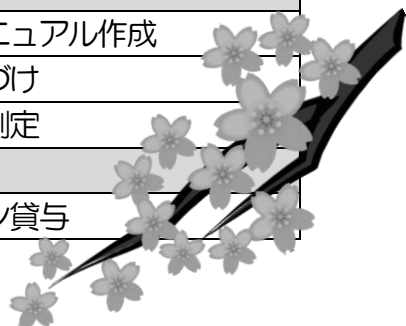


今後話し合いが予定されている主な改革事項

★議会の組織・構成	★議会の公開・情報提供
議員定数と報酬の見直し・確認	議会報告会&市民公聴活動の実施
議員任期開始(震災の影響により4月選挙、6月任期開始の特例を基に戻す見直し)	議会ホームページの改善
役員任期(議長職等の1年任期の見直し)	傍聴者への資料提供の実施
★議会の運営	★その他
通年議会の開催(1年を通しての議会体制)	政務調査費・マニュアル作成
予算・決算常任委員会の設置	会派視察の位置づけ
常任委員会の定例開催(月1回)	議会基本条例の制定
陳情者に陳述機会の付与	★IT化
	議員へのパソコン貸与

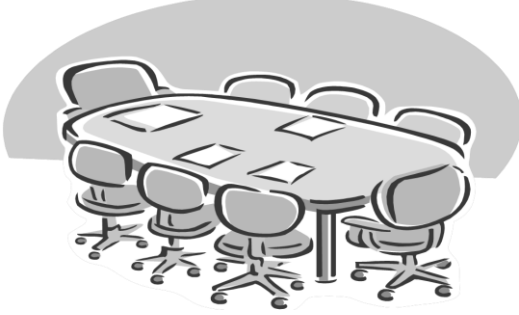
*議会改革に対するご意見をお寄せ下さい。

*4月30日発行予定の「あしや議会報」が新しくなります!



<<3月議会で決まったこと>>

平成 23・24 年度の議案の審査と平成 24 年度の予算審議が行われました。法改正に伴う条例改正が多くありました。



- ◆介護保険料が値上げされます。現行の保険料段階が9段階から10段階に変更になります。詳しくは高年福祉課へお問い合わせ下さい。(平成24年4月1日～)

改正後		現行
保険料段階	保険料率/月	保険料率/月
第1段階	2,540円	2,200円
第2段階	2,790円	2,420円
第3段階	3,810円	3,300円
第4段階	5,090円	4,400円
第5段階	5,590円	4,840円
第6段階	6,360円	5,500円
第7段階	7,630円	6,600円
第8段階	8,900円	7,700円
第9段階	9,540円	8,250円
第10段階	10,180円	

- ◆再生資源ごみの持ち去りが禁止されます。紙類・缶・瓶などのゴミをごみステーション等から勝手に持ち去ることが禁止されます。悪質な違反者や法人に対して、20万円以下の罰金を科することが出来ます。
*地域で行っている集団回収などは、登録して頂き、引き続き活動して頂けます。(平成24年7月1日～)



- ◆芦屋川周辺が特別景観地区として拡充します。芦屋川からの景観を保護する為、JR以南の建物の形態意匠の制限や緑の確保が、平成22年に定められていましたが、この範囲をJR以北の芦屋川周辺にも拡大することになりました。

あしや新風会 総括質問

会派の代表による総括質問が行われました。私が所属する「あしや新風会」も市長から示めされた平成24年度の市政方針・予算と会派で予算要望していた事項等に対して、質問を行いました。

★主な質問★

- ①バリアフリーのまちづくりについて
障がいをお持ちの方も高齢者も安心・安全の生活のために、歩きにくい場所等の改善を求めました。
- ②「放射性物質を含む災害廃棄物」の受け入れについて
現在、国から明確な処理方法、基準などが示されていない為、芦屋市はがれきの受け入れを予定していないが、今後も市民の安全を重視し、被災地がれきについては慎重な対応を望む。
- ③職員評価制度・体制について
年功序列ではなく、がんばった職員さんが評価される評価制度などを含む、職員育成の強化を求めました。
- ④「生き抜くための教育」について
どんな状況の中でもたくましく生きていく為には、学力は不可欠であると考えるが、他に何を子どもに学んでほしいのか確認を行いました。
- ⑤防災対策について
東日本大震災後、防災対策の強化が求められているが、強化内容は？



★答弁の概要★

- ①役所北側広場から阪神芦屋駅へ続くエレベータや消費生活センター内にもエレベータを設置する。
- ②国からの安全基準に基づき、放射性物質には慎重に対応するが、安全な災害がれき受け入れについては積極的に検討する。
- ③関係職員団体と協議し、評価の拡大を目指す。
- ④「知・徳・体」に「読書」を柱に加え、「幅広い人間力」を育む。
- ⑤災害時における確実な情報伝達法、避難施設の充実。屋外スピーカーの増設。携帯電話メール機能を活用する「あしや防災ネット」の加入促進。主な非難経路への標高表時板の設置を行う。



政務調査費

昔は「調査研究費」として、使用用途が明確でなかったようです。現在は地域主権を見据え、地方議会の重要性が拡大する中、名称変更と共にあり方も変わりました。

政務調査費は、議員の政策の調査活動と気質向上の為の活動費と位置付けられています。支給金額や取り扱いは自治体によって異なりますが、芦屋市では、芦屋会派または議員個人に支給され、使用ルールは会派ごとに決められています。また、適正に使用する為に、1円からの領収書を添付した報告書の作成が義務となっていて、誰でも閲覧が可能です。

(芦屋市の政務調査費は7万円/月)

科目	主な使用用途
研究研修費	個人的な政策研修・勉強会出席費用
調査費	役所が許可をする個人視察の費用
資料作成費	調査資料・報告資料等の作成・議会での資料作成費用です。
資料購入費	政治学や白書など書籍等の購入費（領収書に書籍名の明記が必要）
広報費	市政策を市民に広報するための費用（この報告書はこの項目です）
公聴費	情報収集や市民団体等との意見交換費用
人件費	議会報の配布や公聴会などのお手伝いの人件費
その他の経費	事務用品（ファイルやインク代等の消耗品）や通信費・交通費

・議員個人の政治&選挙活動には政務調査費は使用禁止です。

また、すべての活動についての経費は税務上「経費」として扱われません。

議員と労災について

議員は身分保障がしっかりしていないとよく言われますが、仕事に集中するには安心の補償が必要であると考えます。

現行制度では、労災の積み立て基金は存在せず、皆様の税金から補償が支払われます。本会議・所属委員会や視察以外では、対象になりません。

(例：私は総務委員ですが、都市環境などの他の委員会での傍聴の場での労災は認められず、本会議終了後に市民相談の対応を行っている時も認められません。)

しかし、各自治体で規定を整理することも可能であると示されていますので、幅広い議員活動を行う為にも、今後は議会で取り組んでいきたいと思っております。



会派制度について

会派＝議会において政治上の主義・理念・政策を共有する議員が集まり日常の議会活動をしています。

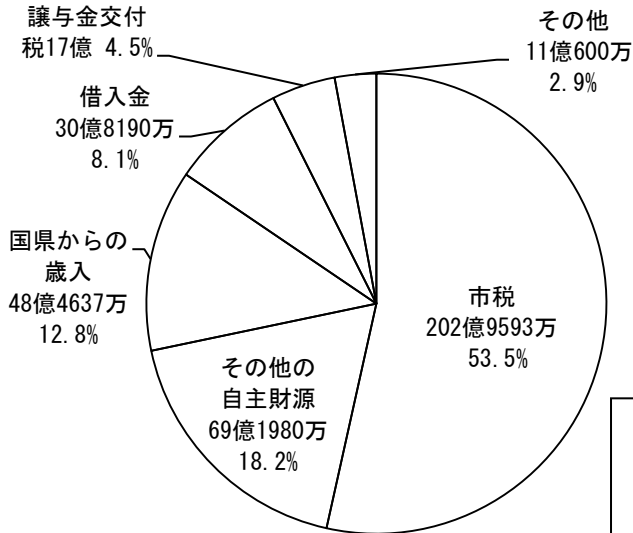
会派に所属することにより、特別委員会等の委員になる権利が与えられます。議会運営委員会や特別委員会などは会派を代表する立場で審議を行います。

会派により考え方は異なりますが、選挙では、政党を訴えることはありますが、会派の名のもとに選挙を行っている事から、市民生活に直接関わりを持つ地方議員としては、「議員個人」としての想いを市政に反映させる事が大事であると思っております。議会は合意形成を目指していますが、時には議会内・会派内で一致しないこともあると考えています。

平成 24 年度予算の決定

一般会計は 379 億 5000 万円の見込み

<歳入の見込み>



<予算の特徴>

- 福祉・医療・教育に重点を置いた予算編成
- 市税収入は前年度に引き続き減少。
▲4 億 6292 万円 (2.3%減少)
- 平成 24 年度末市債残高は 601 億 3207 万円
(23 年度末時点、約 637 億円見込み)
- 特別会計の国民健康保険は 96 億 4600 万円
- 特別会計の介護保険は 69 億 4000 万円
- 収支不足により約 21 億円の基金(貯金)の
取り崩しを行う行政運営
- 生活保護に要する経費が初めて 10 億円を超過

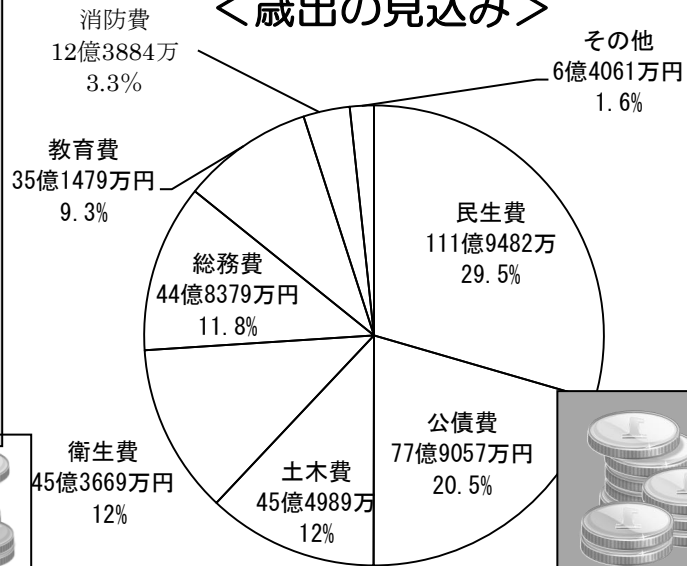
<財政指数>

区分	23 年度	24 年度
経常収支比率	104.3	107.5
公債費比率	19.9	19.7
実質公債費率	13.1	12.1

<主な新事業計画>

- 私立保育所の誘致
- 学校園の遊具の更新
- 宮川小学校での施設改修工事
- 岩園幼稚園の建替計画着手
- 肝炎ウィルス検診個別勧奨事業
- 竹園集会所の建て替え事業
- 翠ヶ丘町の市営住宅の建替え事業
- 阪神芦屋駅周辺にエレベータ設置
- 消費生活センターに隣接不動産の
購入十一体的なバリアフリー事業

<歳出の見込み>



<臨時財政対策債について>

市行政の計画的な運営を補償する制度として、国から「交付税」として市に組み込まれるお金がありますが、国において交付税として支給できるお金が不足しています。そこで、国は不足している交付税の代わりに「臨時財政対策債」という名目で、市が借金を出来るようにしています。

この借金に対して、国は交付金の算定基準に組み入れて、返済をしているとされていますが、市の借金であることに変わりはありません。また、不交付団体(財政的に基準をクリアし財政が安定している自治体)となった場合には、芦屋市が独自で臨時財政対策債を返済しなければなりません。

将来を見据え、臨時財政対策債の取り扱いには十分に気を配るべきだと考えます。